



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 適格現物出資／英国完全子会社に対する現物出資

～塩野義製薬事件・移転資産は国内資産に該当しないと判断～

法人税法上、内国法人が法人に対して行う資産の現物出資は、資産の譲渡として扱われ、譲渡益が課税対象となりますが、現物出資が適格現物出資に該当する場合は、その譲渡益は繰り延べられます（税法62の4①）。ただし、外国法人に「国内にある事業所に属する資産」（国内資産）を移転した場合は、適格現物出資から除外されます（税法22の14、法令4の3⑩）。今回は、原告が英国完全子会社に現物出資したパートナーシップ持分が「国内にある事業所に属する資産」に該当するか否かが争われた判決をご紹介します。（令和2年3月11日東京地裁・認容、一部棄却・控訴・TAINSコード：Z888-2305）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### <事案の概要>

医療品の製造販売等を行う原告（内国法人）は、米国法人（GSK）との間で、医薬品用化合物の共同開発等を行うジョイントベンチャー（本件JV）を形成する契約を締結し、同契約に基づき、英国領ケイマン諸島において、特例有限責任パートナーシップであるCILPを設立し、そのパートナーシップ持分を保有していましたが、その後の本件JVの枠組みの変更に際し、平成24年10月21日、CILPのパートナーシップ持分（本件CILP持分）を原告の英国完全子会社に対し、現物出資（本件現物出資）により移転しました。原告は、本件現物出資は法人税法上の適格現物出資に該当するとして、平成25年3月期の法人税等の確定申告をしましたが、東税務署長が適格現物出資に該当しないと判断し、法人税等につき更正処分等を行いました。この事案は、原告が、本件現物出資は「国内にある事業所に属する資産」を外国法人に移転するものではないことから、適格現物出資に該当すると主張して、更正処分等の取消しを求めているものです。

### <裁判所の判断>

東京地裁では、次のとおり判断し、本件現物出資は適格現物出資に該当するとして、原告の請求を認容しました。

- ① 法人税基本通達1-4-12は、「国内にある事業所に属する資産」に該当するか否かは、原則として、当該資産が国内にある事業所又は国外にある事業所のいずれの事業所の帳簿に記載されているかにより判断するが、実質的に国内にある事業所において経常的な管理が行われていたと認められる資産については、国内にある事業所に属する資産に該当することになる旨を定めており、合理性が認められる。
- ② 本件CILP持分は、CILPの事業用財産の共有持分と有限責任パートナーとしての契約上の地位とが不可分に結合された資産であるから、これを経常的な管理の対象として捉える場合においても、これを個々の事業用財産の持分やパートナーシップ契約上の個々の権利等に分解してそれぞれを管理する事業所を個別に検討するのは相当ではなく、これらが全て結合された1個の資産とみてその管理が行われていた事業所を特定するのが相当である。
- ③ 本件CILP持分を1個の資産とみた場合のその経常的な管理が行われていた事業所は、CILPの事業用財産、中でもその主要なものの経常的な管理が行われていた事業所とみるのが相当である。
- ④ CILPの事業用財産は、①現金、②知的財産のライセンス、③治験データ等の無形資産、④米国LLCへの出資等で構成されている。CILPの事業用財産のうち主要なものの経常的な管理は、いずれにしてもGSK/Viv側が米国その他の我が国以外の地域に有する事業所において行われていた。
- ⑤ 以上のとおり、本件現物出資の対象財産であった本件CILP持分は、その主たる構成要素であるCILPの事業用財産（の共有持分）のうち主要なものの経常的な管理が国内にある事業所ではない事業所において行われていたといえることから、「国内にある事業所に属する資産」には該当しない。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判24頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記までご一報ください。